

厚岸町告示第11号

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり予防接種を実施する。

令和7年4月1日

厚岸町長 若 狹



1 予防接種の種類

- (1) ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎(ポリオ)、Hib感染症 (不活化ワクチン)
- (2) ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎(ポリオ) (不活化ワクチン)
- (3) ジフテリア、破傷風 (不活化ワクチン)
- (4) 麻しん、風しん (生ワクチン)
- (5) 結核 (生ワクチン)
- (6) Hib感染症 (不活化ワクチン)
- (7) 肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。） (不活化ワクチン)
- (8) ヒトパピローマウイルス感染症 (不活化ワクチン)
- (9) 水痘 (生ワクチン)
- (10) 肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。） (不活化ワクチン)
- (11) 日本脳炎 (不活化ワクチン)
- (12) B型肝炎 (不活化ワクチン)
- (13) ロタウイルス感染症 (経口生ワクチン)
- (14) 帯状疱疹 (生ワクチンまたは不活化ワクチン)

2 対象者

厚岸町に住所を有する下記の対象年齢の者

- (1) ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎(ポリオ)、Hib感染症
生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
- (2) ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎(ポリオ)
生後2月から生後90月に至るまでの間にある者

(3) ジフテリア、破傷風

11歳以上13歳未満の者

(4) 麻疹、風しん

ア 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者（※）

イ 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者（※）

※ ア、イについては、令和6年度の対象者で、麻疹・風しんワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチン接種ができなかったと町長が認める者も対象。

ウ 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性で、令和6年度末までに風しんに係る抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な方であって、麻疹・風しんワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチン接種ができなかったと町長が認める者。

(5) 結核

1歳に至るまでの間にある者

(6) Hib感染症

生後2月から生後60月に至るまでの間にある者

(7) 肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）

生後2月から生後60月に至るまでの間にある者

(8) ヒトパピローマウイルス感染症

ア 13歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子

イ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、次に掲げる者を対象とする。

① 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間の期間中に少なくとも1回以上接種している。

② 平成9年4月2日から平成21年4月1日までの間に生まれた女子

(9) 水痘

生後12月から生後36月に至るまでの間にある者

(10) 肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）

ア 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者

イ 65歳の者

(11) 日本脳炎（不活化ワクチン）

ア 3歳以上7歳6ヶ月未満の者

イ 9歳以上20歳未満の者

(12) B型肝炎（不活化ワクチン）

ア 1歳に至るまでの間にある者

(13) ロタウイルス感染症

ア 出生6週0日後から出生24週0日まで

(14) 帯状疱疹

ア 65歳の者

イ 60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能を障害を有する者として厚生労働省で定める者

ウ 65歳を超える者については、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間、経過措置として、5歳ごとの年齢（70、75、80、85、90、95、100歳（※））を位置づける。

※ 101歳以上の者については、令和7年度に限り全員を対象とする。

3 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 接種場所

(1) 町が予防接種を委託する医療機関

(2) 厚岸町定期予防接種事業実施要綱第7条に基づき、町が予防接種を依頼する市町村長が委託する医療機関

5 予防接種を受けることが適当でない者（予防接種不適當者）

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) 結核の予防接種の対象者にあつては、外傷等によるケロイドの認められる者

(5) 肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）に係る予防接種の対象者にあつては、当該疾病にかかる法第5条第1項の規定による予防接種を受けたことのある者

- (6) ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあつては、腸重積症の発症を高める可能性がある未治療の先天性消化管障害（メッケル憩室等）を有する者、腸重積症の既往がある者、重症複合型免疫不全（SCID）を有する者
- (7) その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

6 接種の判断を行うに際し、注意を要する者（接種要注意者）

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 過去にけいれんの既往がある者
- (4) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれがある者
- (6) 結核の予防接種にあつては、過去に結核患者との長期の接触がある者、その他の結核感染の疑いのある者
- (7) ロタウイルス感染症の予防接種にあつては、胃腸障害（重度または慢性の胃腸疾患、感染原因を問わない感染性胃腸炎等）を有する乳児
- (8) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際のラテックス過敏症のある者

7 一般的注意事項

- (1) 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けること。
- (2) 予防接種当日の入浴は差し支えないこと。（即時型アレルギーが予測される接種後1時間を経過すれば、差し支えない。ただし、生ワクチンの場合は接種後8～12日前後に生じる発熱等の副反応が発生した時は避ける。）
- (3) 不活化ワクチン接種後1週間、生ワクチン接種後4週間は副反応の出現に注意し、観察しておく必要があること。
- (4) ロタウイルスワクチン接種後を受けた者と接触した際には手洗い等を実施し、注意すること。
- (5) 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受けること。